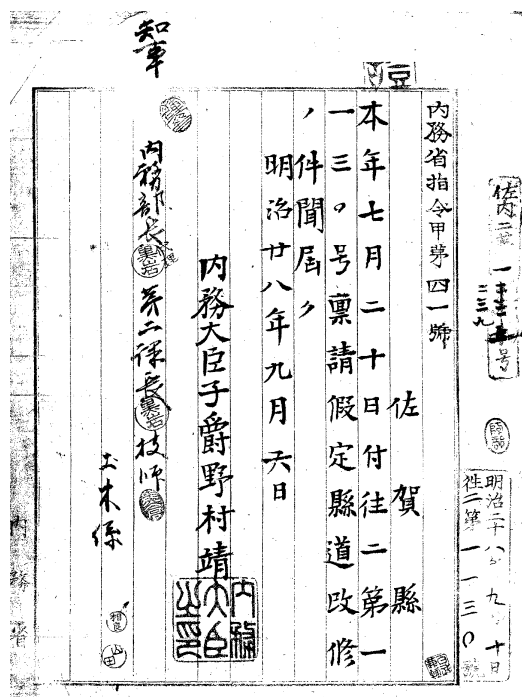


小城郡杵島郡女山縣道開鑿書類綴（明治二十八年年度）

武雄市若木町と多久市西多久町の境界は、上り下りの坂道で峠になっていました。この峠は、人里はなれた山坂で、その昔女性の盗賊が張り込んでいたということから、女山峠と言い伝えられています。この峠は、険しく、峻坂狭隘で、空の車力でも容易に通行できないような困難な峠道でありました。



明治の初め頃から道路改修が叫ばれ、村が明治20年より着手し25年までの6年間、改修工事を行っていましたが、財政的にも負担が大きかったようです。そこで、明治28年に県の直轄事業として改修を行うことになったようですが、県道として認定されていなかったのか、「仮定縣道改修ノ義ニ付稟請」となっています。



印

備二第ニニノ小

三第ニ七六號

明治廿八年五月三十日

甲五八號

印

小坂郡西多村大字板屋	假定縣道改修ノ義ニ付稟請
一 假定縣道改修長千九拾九間參合	
右ノ縣下小坂郡小坂町ヨリ東多村地内	
大字別府ヲ經杵島郡若木村大字川古地内	
伊萬里縣道ニ接續スル縣道路線ニシテ西	
松浦郡伊萬里地方ヨリ佐賀市ニ達スル捷	
路ニ候處全線中小城杵島ノ兩郡ニ界スル	
女山峠ノ險アリ峻坂狹隘ニシテ空車ト雖	
容易ク通行スルヲ得サルニ該峠前後ノ道	
路ハ之レニ反シ平坦ニシテ貨物運搬ノ便	
ヲ缺クナキヲ以テ夙ニ改修ノ必要ヲ感シ	
企圖スル所アリシモ再昨年度來國道第四	
十八號線ノ改修及尋常中學校建築ノ譽ア	
リ何レモ巨額ノ資金ヲ要スル工事ニテ地	
方稅ノ負擔重キヲ加ニ無止延テ本年度ニ	
至リシ次第ニ候條右改修ノ儀速ニ御允許	
相成候様仕度別紙目錄ノ書類相添此段稟	
請候也	
但改修工事ニ係ル敷地買收ノ儀ハ地主	
ト協議濟ニ付土地收用法ハ適用致サス	
候此致添申候也	
明治廿八年五月三十日	
佐賀縣知事 田邊輝實	

印

この改修工事では、縄で作った「もっこ」を担ぎ土等を運ぶなど、すべてが原始的で体を使う肉体労働で行われていたようです。

このほかにも、廿八年度改修工事ヶ所調、仮定女山縣道線改修工費計算書や女山縣道改修費支拂簿等の經理關係の帳簿も数多く残っています。

廿八年度改修工事ヶ所調	
小坂郡西多村大字板屋地内剛着十七号至全六拾四号至八間	幅貳間
一 縣道改修長四百九拾間	幅貳間
杵島郡若木村大字川古地内剛着	幅貳間
一 全長百貳拾間五合	
計長六百拾間五合	

